全国健康保険協会管掌健康保険

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領

令和4年4月1日改正

目次

- 1. 目的
- 2. 情報提供サービス
- 3. 健診の予約
- 4. 健診の受診
- 5. 健診費用等
- 6. 進捗管理
- 7. 健診実施機関の選定及び契約等
- 8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について
- 9. その他の手続きについて

本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。

- ・生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱…全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・ 肝炎ウイルス検査実施要綱
- ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険
- •協会…全国健康保険協会
- •協会本部…全国健康保険協会本部
- •協会支部…全国健康保険協会支部
- •協会支部長…全国健康保険協会支部長
- •健診…生活習慣病予防健診
- ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関
- ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求等を適正かつ効率的 に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション
- ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)
- ·健診対象者一覧…「全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診対象者一覧」
- ・健診受診予定者…健診実施機関へ生活習慣病予防健診の受診予定者として予約された者

≪情報提供サービスに関連した用語解説≫

- •「受診資格ー括確認データ」 …複数の健診受診予定者に対して、一括して資格確認を実施する際に 作成するデータ (別紙 10 参照)
- ・「受診資格一括確認結果リスト」 …受診資格一括確認データを登録し、資格確認を実施した結果が出力 されるリスト
- ・「予 定 者 名 簿」 …情報提供サービスを利用し健診実施機関または協会支部が受診資格 の確認を実施した結果、受診資格がある者で構成された名簿
- ・「健 診 予 約 照 会」 …情報提供サービスを利用し、健診実施機関または協会支部が資格確 認を実施した対象者について、直近の資格情報や受診状況が出力される機能

全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領

1. 目的

この要領は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱に基づき行う生活習慣病 予防健診及び肝炎ウイルス検査(以下「健診事業」という。)に係る事務を適正かつ効率的 に実施することを目的とする。

2. 情報提供サービス

情報提供サービスとは、インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求 等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーションのことである。 健診事業は、情報提供サービスを利用して運営することを基本とし、情報提供サービス

なお、情報提供サービスを利用する環境の整わない健診実施機関は、健診事業に係る事 務運営について、協会支部と協議することとする。

のマニュアルは、当該事務処理要領とは別に示すこととする。

3. 健診の予約

(1) 健診の予約

事業主等は、協会が提供する「健診対象者一覧」等にて、健診実施機関に健診の予約を行う。

(2) 健診の予約受付

①生活習慣病予防健診

健診実施機関は、事業主等より健診の予約を受付ける際に、健診受診予定者の氏名の他に、受診資格確認に必要となる以下の情報を口頭もしくは書面等で確認すること。

- ア 健康保険証の保険者番号
- イ 健康保険証の記号及び番号
- ウ 生年月日
- 工 健診受診希望日
- オ 健診の種類

また、受付後に確認が漏れている項目が判明した際には、速やかに事業主等に確認すること。

②肝炎ウイルス検査

- <1>健診実施機関は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱で定める要件を明らかに満たさないと判断される場合を除き、郵送又は受診当日に窓口等でご案内する等適切な方法により実施する。
- <2>肝炎ウイルス検査の案内兼申込書(生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱の別紙5。以下同じ。)は、検査希望者のプライバシーに配慮し、検査希望者から直接健診実施機関が受付けるものとする。
- 〈3〉健診実施機関は、肝炎ウイルス検査希望者から提出された肝炎ウイルス検査の案内 兼申込書の記載事項等(健康保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等)について 確認を行い、記載事項等について不備がある場合は、本人に確認するものとする。

(3) 健診受診予定者の受診資格の確認

健診実施機関は、健診の予約を受付後、速やかに情報提供サービスを利用して、健診 受診予定者の受診資格の確認を実施する。なお、資格の確認時には前述の3.(2)①の 情報等を基に確認する。

- ■情報提供サービスでの受診資格の確認方法は、次の2通りとする。
- (i) 健診受診予定者を1名ごとに確認する方法
- (ii) 複数の健診受診予定者を一括で確認する方法
- ※前提として、受診資格一括確認データは「別紙 10」及び「インターフェース仕様書 (健診関連)」に基づき作成すること。

【情報提供サービスを利用できない健診実施機関における受診資格の確認方法】

- ① 健診実施機関は、健診受診予定者の予約情報をもとに、受診資格確認用データを「別紙 10」のとおり作成の上、当該データを CD-R により、協会支部へ健診受診予定日の原則 2 週間前までに提出することとする。CD-R には、必ず、パスワードを付すとともに、安全な運搬方法(当該健診機関の職員による直接の持込み又はセキュリティ便の使用等)を用いること。
- ② CD-R の提出を受けた協会支部は、情報提供サービスを利用して受診資格確認を行う。なお、協会支部へ提出した CD-R のデータに不備があった場合、協会支部は健診実施機関に返戻は行わず、協会支部で廃棄処理するものとし、健診実施機関に補正したものを再度提出依頼するものとする。
- ③ 資格確認の結果、協会支部は「受診資格一括確認結果リスト」等を作成し、 健診実施機関へCD-R等で送付する。CD-Rの場合は、上記①同様にパスワード を付すこと。
- ■受診資格の有無を判定する要件は以下の通りとする。
- ・加入者情報の有無(氏名・生年月日等が協会けんぽの管理情報と合致しているかを判定)
- ・健康保険の資格の有無
- 性別要件
- 年齢要件
- ・重複受診(同一の健診を同一年度にすでに受診済みであるかを判定) なお、受診資格の確認の結果、受診要件を満たしていない健診受診予定者が判明した 場合、健診実施機関は予約申込み元の事業主等に速やかに連絡すること。

(4) 健診受診予定者情報の管理等

- ① 健診実施機関は、情報提供サービスより取得する「受診資格一括確認結果リスト」 等で受診資格を確認のうえ、受診票(健診実施予定年月日等を示すもの。様式は任意) を作成し、問診票等とともに事業主等を経由して健診受診予定者に送付するものとす る。
- ② 健診実施機関において情報提供サービスの利用環境が整わず、協会支部と協議のうえ健診事業を実施する場合は、上記①の受診票の作成は、協会支部より送付される「受診資格一括確認結果リスト」等により確認のうえ行うものとする。
- ③ 健診実施機関において、健診受診予定者等から健診予定日の変更やキャンセル等の連絡を受けた際は、健診実施機関で一義的に管理すれば足り、協会支部への情報連携は必要ないものとする。
- ④ 健診実施機関は、情報提供サービスの受診資格確認において資格が有効であった健 診受診予定者の情報について、情報提供サービスの「健診予約照会」の機能により、 受診資格確認を実施した後の資格確認情報等を確認することができる。

4. 健診の受診

- (1) 健診実施機関は、事前に、情報提供サービスにより確認できる資格情報により、受 診資格を確認のうえ健診を実施することを原則とする。また、前回受診日についても 確認を行い、当該年度において同一の検査が実施されていないことを確認する。
- (2) 健診実施機関は、健診受診日に健康保険証及び本人への直接の確認により、受診資格(協会の被保険者であること・年齢要件等)の確認を行うことを必須とする。
- (3) 健診実施機関において情報提供サービスの利用環境が整わず、協会支部と協議のうえ健診事業を実施する場合は、前項の【情報提供サービスを利用できない健診実施機関における受診資格の確認方法】の手順に沿って協会支部より送付される「受診資格ー括確認結果リスト」等により行うものとする。

また、上記(2)の受診日における確認は、健康保険証及び本人への直接の確認により行うものとする。

(4) 肝炎ウイルス検査については、肝炎ウイルス検査の案内兼申込書により、受診資格 を確認のうえ検査を実施するものとする。また、過去にC型肝炎ウイルス検査を受け たことがないことについて確認するものとする。

5. 健診費用等

- (1) 健診検査費請求書の審査・支払
 - ① 健診実施機関は、健診検査費請求書(生活習慣病予防健診等検査費請求明細書及び生活習慣病予防健診等検査費請求内訳を含む。以下同じ。)を、健診結果に基づき作成するものとする。
 - ② 健診実施機関は、協会支部に対し、健診結果に基づく所定事項を記録した「健診結果データ」及び「健診検査費請求データ」(以下「健診結果データ等」という。)を作成し、協会が配布する「健診結果データ作成ツール」で内容審査を実施し、情報提供サービスにより報告する。また、併せて健診検査費請求書を郵送により協会支部へ提出し、健診費用を請求する。
 - ③ 健診実施機関において情報提供サービスを利用する環境が整わず、協会支部と協議のうえ健診事業を実施する場合は、上記②の健診結果データ等の報告は CD-R により行うものとする。

なお、CD-R により健診結果データ等を提出する場合は、必ず、健診結果データ 等に協会支部が事前に指定するパスワードを付すとともに、安全な運搬方法(当該 健診機関の職員による直接の持込み又はセキュリティ便の使用等)を用いること。

- ④ 協会支部は、健診実施機関から報告のあった健診結果データ等をシステムに登録を行う。登録を行った請求内容と、健診実施機関から報告のあった健診検査費請求書の金額を審査するものとする。
 - なお、協会支部へ提出した健診結果データに不備があった場合は、健診実施機関に返戻は行わず、協会支部で廃棄処理するものとし、健診実施機関は訂正分を再度 提出するものとする。
- ⑤ 協会支部は、健診検査費請求書の審査結果に基づき、必要に応じて健診実施機関 と連絡調整を行い、健診検査費用を支払うものとする(実際の支払業務は協会本部 が行う)。

(2) 健診結果の通知等

① 健診実施機関は、健診結果を、受診者のプライバシー保護に留意した上(個人宛親展封書に封入する等)で、原則、事業主を経由して健診終了者に通知するとともに、協会支部と協議の上、健康相談の申込書(様式1「特定保健指導等の健康相談申込書」)や共同利用の案内の文書(特定保健指導の実施に関し、特定保健指導が必要な方々の名簿を事業所へ送付する際の個人情報に係る文書)を同封するものとするとともに、同通知には、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱の別紙4「生活習慣病予防健診結果通知票の見方(情報提供書)」を同封すること。

また、健診の結果が、「要治療」又は「要精密検査」であった者に対しては、医療機関への早期受診を案内する等、受診等が必要である旨を認識できる内容となるように配慮するものとする。

なお、共同利用の案内の文書の送付時期については、健診結果の通知時に限らず、 協会支部と協議の上、適当な時期に送付するものとする。

- ② 生活習慣病予防健診結果データの仕様、収録項目等については、協会の定める「インターフェース仕様書(健診関連)」によるものとする。ただし、インターフェース仕様書(健診関連)の仕様により健診結果データを作成できない健診実施機関は、協会支部と協議することとする。
- ③ 健診実施機関は、受診者に通知する健診結果及び協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないよう、受診者に通知する健診結果と協会支部に提出する健診結果データに相違がないことを確認する等、十分に留意すること。なお、協会において、健診結果データの誤りにより健診結果データの修正費用等が発生した場合は、協会支部は健診実施機関に負担を求めることがある。
- ④ 特定健診として、国への報告が必須である項目(下記参照)は、データ登録を必 須とする。

なお、下記以外の健診項目の検査結果及び問診票等の項目についても、データ登録は行うものであり、報告を不要としているものではない。

- ・健診機関コード ・「氏名(カナ)」(健康保険証や予定者名簿に記載されているもの) ・生年月日 ・性別・健康保険証の記号、番号 ・受診年月日・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・既往歴 ・自覚症状・他覚症状 ・血圧 ・中性脂肪 ・HDLコレステロール・LDLコレステロール若しくは non-HDLコレステロール・GOT ・GPT ・ γ -GTP・空腹時血糖、 \wedge +がでじンA1c、食直後(食事開始後 3.5 時間未満)を除いた随時血糖のいずれか 1 つ ・尿糖 ・尿蛋白 ・メタボリックシンドローム判定・医師の判断(注意事項) ・健診を実施した医師の氏名 ・服薬歴・喫煙歴
- ⑤ 生活習慣病予防健診結果データと協会本部で管理する健診該当者データを突合し、資格確認を行うものとする。
- ⑥ 健診実施機関は、生活習慣病予防健診結果データに基づき、健診結果データを作成し、一括して管理するものとする。なお、健診結果データは作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間は保存すること。

6. 進捗管理

協会支部においては、毎月、健診実施機関毎の健診実施状況を把握するとともに、実施 計画と比較、分析し、進捗管理を行うものとする。

7. 健診実施機関の選定及び契約等

- (1) 健診実施機関の選定に当たっては、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱によるほか、別紙1「健診実施機関の選定基準」(以下「選定基準」という。)かつ、「特定健康診査の外部委託に関する基準」(平成25年厚生労働省告示第92号)によるものとする。
- (2) 健診実施機関との契約は原則として、生活習慣病予防健診を実施する施設毎に締結する。
- (3) 契約は原則として年度当初に行い、契約期間は当該年度内に限るものとする。 ただし、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な情報を記載した契約書を取り 交わしている場合は、契約満了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を 更新することができる。
- (4) 契約書の書式は、別紙2「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書例」によるものとする。
- (5) 契約の更新((3) の自動更新の場合を含む。)にあたり、健診実施機関は、次の書類等を作成し、毎年度、協会支部に報告すること。また、契約満了までに、前回報告した内容に変更が生じた場合も、同様とする。
 - ①選定基準を満たしていることを証明する書類
 - ②検査値による指導区分の基準範囲
- (6) 協会支部は、(5) により報告された内容について、選定基準に適合しているかを 確認する。

なお、(5)の報告内容において、システムの変更(または改修)を行った実績が「有」と回答した健診実施機関に対しては、必要に応じて、協会が保有する健診結果データを印字したものを当該健診実施機関に別途提供し、当該健診実施機関の保有データと協会が保有する健診結果データに相違がないかを追加で報告させるものとする。

- (7)協会支部は、健診実施機関に対し、(5)により報告された内容について、調査及び確認するため原則、5年に一回実地調査等を行うものとする。
- (8) 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱4(2)に定める検査等の再委託を行う健診実施機関は、協会支部へ申請を行い、事前に協会支部の承認を得ること。 なお、健診実施機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情報に変更が生じた場合は、速やかに協会支部に届出ること。
 - ① 健診実施機関は、再委託先機関の名称、所在地、連絡先、履行能力、個人情報の 管理等の再委託先機関情報を示し、申請を行うこと。
 - ② 協会支部は、上記①により申請された内容を確認のうえ、再委託の可否を健診実施機関へ通知すること。

8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について

(1) 覚書の締結

情報提供サービスを利用するに当たり、健診実施機関と協会支部は、情報提供サービスの認証機器一式(以下「USBトークン」という。)の利用権等に関する覚書を締結する。覚書の書式は別紙3「覚書」によるものとする。

(2) ユーザー I D等の払出し及びUSBトークンの貸与

健診実施機関は、情報提供サービスを利用するために必要なユーザーID及びパスワード(以下「ID等」という。)の申請を以下のとおり協会支部へ行い、ID等の払出し及びUSBトークンの貸与を受けるものとする。ID等及びUSBトークンの取扱いについては、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱6「個人情報の

機密性2

保護」及び、上記(1)の覚書に留意し適正に取り扱うこと。

- ① 健診実施機関は、別紙2「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書例」の契約書別紙「生活習慣病予防健診における個人情報の取扱い事項」に基づき、個人情報の適切な取扱いを行うための責任者(以下「遂行責任者」という。)を定めること。
- ② 健診実施機関は、別紙4「ユーザーID払出申請書」により、協会支部にユーザーIDの払い出しを申請するとともに、遂行責任者及び使用端末設置場所等を届出ること。
- ③ 健診実施機関は、ユーザーIDを返却する場合や、遂行責任者及び使用端末設置場所を変更又は廃止する場合は、速やかに別紙5「ユーザーID返却及び遂行責任者等変更・廃止届」により協会支部に届出ること。

9. その他の手続きについて

健診実施機関において、健診検査費用の受取先口座に変更が生じた際は、別紙 11「健診 実施機関口座番号等変更届」により、協会支部に速やかに届け出ること。

なお、別紙11の項目を満たしていれば、様式は問わない。